



時事寸考

シーダ・ウォーク施設長、医師の吉田です。

日本での新型コロナウイルス感染症の新規感染は5月末を底とした後ぶり返し、6月下旬からはっきりした上昇傾向を示しています。幸いにして、今のところ死亡者数はほとんど増えていませんが、新型コロナウイルス感染症は言うまでもなく、いろいろなところに影響を与えており、将棋の世界でも緊急事態宣言に伴って都道府県の移動を伴う試合ができなくなりました。6月に入って再開されましたが、その後のスケジュールは極めてタイトです。藤井聡太七段は、6月2日から7月19日の48日間に、公式戦を18試合行っています。結果は15勝2敗(放送まで未公開1)でしたが、以下タイトル戦のみ成績を記します。

- 後 2020年6月4日 永瀬拓矢
第91期 棋聖戦決勝トーナメント決勝
- 先 2020年6月8日 渡辺明
第91期 棋聖戦五番勝負第1局
- 先 2020年6月23日 永瀬拓矢
第61期 王位戦挑戦者決定戦
- 後 2020年6月28日 渡辺明
第91期 棋聖戦五番勝負第2局
- 先 2020年7月1日~2日 木村一基
第61期 王位戦七番勝負第1局
- 先 2020年7月9日 渡辺明
第91期 棋聖戦五番勝負第3局
- 後 2020年7月13日~14日 木村一基
第61期 王位戦七番勝負第2局
- 後 2020年7月16日 渡辺明
第91期 棋聖戦五番勝負第4局



タイトル戦では、トーナメントまたはリーグ戦で勝ち上がった挑戦者が、タイトル保持者と勝負します。棋聖戦は5番勝負で、7月16日に藤井七段の勝利が決まり、藤井棋聖と呼ばれることになりました。王位戦は7番勝負ですから、あと2勝すれば棋聖の勝ちで2冠となります。タイトル戦には、竜王戦・名人戦・叡王戦・王位戦・王座戦・棋王戦・王将戦・棋聖戦の8つがありますが、前2者は別格扱いです。藤井棋聖は竜王戦(昔の十段戦)の決勝トーナメントに残っていますが、決勝戦はかなり先になります。名人戦は順位戦 A クラスに進まない、挑戦資格がありません(藤井棋聖は、現在 B クラスです。次期は B1 に昇りそうですが、その次がようやく A になります)。



お知らせ

デイケアご利用の皆さまには事前にお知らせしましたが、レクリエーションの一環として「アマビエ塗り絵チャレンジ」に参加しました。集まった塗り絵は、九州の美術館での展覧会を予定しております。左記にある QR コードから一般社団法人 ARTDAG のホームページ内にありますフェイスブックやインスタグラムから、展覧会の様子をご覧いただくことができます(スマートフォンやタブレットにアプリケーションのダウンロードが必要です)。



栄養科より今月の一押しメニュー



8月の行事食は、10日(月)昼食に“太巻き&いなり寿司”、“豚汁”をご用意します。その他、献立には“枝豆ご飯”など季節の食材を取り入れています。旬の食材は、味がよだけでなく栄養も満点です。夏限定のおやつ“ソフトクリーム”は、今月も各フロアをまわります。暑さに負けないよう、食事をしっかりと、元気にお過ごしください。



Cedar Walker 法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただく、この連載ですが、今回のテーマは…

自筆証書遺言書保管制度が始まりました

7月10日から、法務局で手書きの遺言書(自筆証書遺言書)を保管する新たなサービスが始まりました。預ける際に法務局へ支払う手数料は、1件あたり3,900円です。費用面からしても利用しやすいものとなっています。

これまで、自筆証書遺言書は自宅内で保管することが一般的でした。そのため、せっかく遺言書を作っても、相続人が発見できなかったり、発見されたとしても遺言書の改ざんの有無を巡って相続人間で争いになることもありました。そこで、相続手続きをスムーズに進めていくことができるように、法務局で自筆証書遺言書を保管するサービスが始まりました。

自筆証書遺言書の保管は、遺言を作成した本人だけが申請することができます。申請先は、住所や本籍地、所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局です。そして、相続人は、被相続人(遺言を残した人)が死亡した後は、法務局に遺言の有無を照会することができます。このように、自筆証書遺言書を作った後は、それを法務局に預けておけば、亡くなった後も相続人に発見してもらいやすくなります。また、遺言書の改ざんを巡って、相続人間で争いになることもありません。

ただ、このサービスは、法務局が、預かった遺言書の内容に問題がないことを保証するものではありません。また、法務局は遺言書の内容に関する事柄については、一切相談に応じられません。例えば、遺留分といって、一定範囲の相続人には、遺産から最低限受け取れる権利というものがあります。特定の相続人の遺留分を侵害するような内容の遺言であっても、遺言の形式面に問題がなければ、申請があれば法務局は遺言書そのまま預かることとなります。そのため、遺言書の内容面に問題がある場合は、このサービスを利用したとしても、結局、相続人間の争いを招いてしまいます。

そのため、法務局のサービスを利用する場合でも、遺言書の内容に問題がないかどうか、弁護士に相談されることをお勧めします。

桜丘法律事務所 弁護士 小堀 倬

(電話)03-3780-0991 (WEB)<http://www.sakuragaoka.gr.jp>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL. 03-5311-6262(代) FAX. 03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2020年7月25日発行 vol.157 編集: 渡江・常盤・安倍・村松・大島



シーダ・ウォーク 園芸活動

今年も夏野菜の季節がやってまいりました。4月下旬から5月に種まきや苗の定植を利用者さんと一緒に行い、野菜がすくすくと成長中。収穫も始まり利用者さんも楽しみにされています。今年は味覚でも楽しんで頂こうと収穫した里芋での芋煮会や赤紫蘇ジュースの作成も企画しています。その他にも3月に蓼藍(タデアイ)の種をまき、成長した葉っぱで簡易的な藍染め(生葉染め)も試験的に行うような企画もしています。新型コロナウイルス感染症の影響でイベントが行えない中で、利用者さんに少しでも季節を感じ、楽しんで頂けるようスタッフ一同取り組んでいます。



収穫も利用者さんと一緒に行っています



新鮮な採れたて野菜を食べていただく予定です



今年も好評だった紫蘇ジュースを作ります！



育てた里芋も立派に育ちました

今後ご期待ください！